

札幌市告示第1561号

令和6年(2024年)4月3日付け札幌市告示第1475号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和6年(2024年)4月9日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 訂正する内容
札幌市告示第1475号の告示文について、内容の一部を下記のとおり訂正する。
- 2 告示文の訂正箇所
別紙のとおり
- 3 担当部局
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係
電話011-211-2442

事前審査型一般競争入札の告示(工事、電子入札案件)

一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年(2024年)4月3日

札幌市長 秋元 克広

記

第1 契約担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442
FAX 011-218-5146

第2 対象工事

「国庫補助事業 太平橋ほか1橋補修工事」ほか30件

第3 入札参加資格

1 「単体」又は「経常共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

施工実績において、札幌市工事等分類コード表(次に掲げるURLを参照)に示す工事分類を求めているものについては、工事分類の種類に応じて掲げる工事内容を主体として施工したもの(施工内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。)を要件とする。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsu-joho/index.html>

入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表(工事)

また、下記第6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としな

なお、経常共同企業体での申請の場合、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共通事項

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)
- 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - 役員等(申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

- 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ア 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。
- (7) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- なお、資本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。
- ア 資本関係
- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 札幌市工事等電子入札実施要領(平成20年3月31日財政局理事決裁。以下「電子入札要領」という。)の規定に基づく、電子入札システムに利用者登録されたICカードを所持する者であること。
- 2 「特定共同企業体」で入札に参加する場合
- 入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

施工実績において、札幌市工事等分類コード表(次に掲げるURLを参照)に示す工事分類を

求めているものについては、工事分類の種類に応じて掲げる工事内容を主体として施工したもの（施工内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。）を要件とする。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsu-joho/index.html>
入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表（工事）

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記第6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

- (1) 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- (2) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (3) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (4) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

第4 入札説明書の交付

1 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの毎日、契約管理課入札情報サービスシステム（PPI）においてダウンロードすることができる。

（<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsu-joho/index.html>）

2 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、第1に示す契約担当部局においても交付する。

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を提出し、本市による入札参加資格の確認を受けなければならない。

- 1 提出期間 この告示の日から、対象工事ごとに別表にて定める提出期限まで。
- 2 提出方法 原則として電子入札システムにより提出すること。

第6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市工事等最低制限価格運用要領（平成14年12月24日財政局理事決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱（平成18年3月29日財政局理事決裁）第10条第1号に規定する落札予定者並びに札幌市工事等低入札価格調査要領（平成14年12月24日財政局理事決裁。）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の1～3に定める条件をすべて満たさなければならない。

- 1 内訳書の提出があること。
- 2 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- 3 その他内訳書の内容に疑義（内訳書の合計金額が複数記載されている場合等）が無いこと。

第7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1 入札書受付期間 対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 開札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- 3 開札場所 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階 財政局入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第8 その他

1 入札保証金

(1) 予定価格が5億円未満の工事の場合は免除。

予定価格が5億円以上の工事の場合に限り納付（保証金の取扱店 北洋銀行札幌市役所支店）。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(2) 入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出期限

- 対象工事ごとに別表にて定める。
- (3) 入札保証保険及び入札保証の期間
対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 契約保証金
納付（保証金の取扱店 北洋銀行札幌市役所支店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 3 入札の無効
次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(9)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。
(1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
(2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
(3) 入札書の入札金額を訂正した入札
(4) 2以上の入札書を提出した者の入札
(5) 入札書の内容が確認できない入札
(6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
(7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札
(8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
(9) 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札
- 4 落札者の決定方法
対象工事ごとに別表にて定める。
- 5 **第5及び第7**について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。
- 6 市長が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- 7 調査協力義務
この入札に参加する者は、札幌市（札幌市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。
- 8 詳細は別表及び入札説明書による。

事後審査型一般競争入札の告示(工事、電子入札案件)

一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年(2024年)4月3日

札幌市長 秋元 克広

記

第1 契約担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442
FAX 011-218-5146

第2 対象工事

「国庫補助事業 太平橋ほか1橋補修工事」ほか30件

第3 入札参加資格

1 「単体」又は「経常共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

施工実績において、札幌市工事等分類コード表(次に掲げるURLを参照)に示す工事分類を求めているものについては、工事分類の種類に応じて掲げる工事内容を主体として施工したもの(施工内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。)を要件とする。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsu-joho/index.html>

入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表(工事)

また、下記第6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としえないものとする。

なお、経常共同企業体での申請の場合、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共通事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。)
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

- 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ア 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。
- (7) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- なお、資本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係るQ&A」を参照すること。
- ア 資本関係
- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 札幌市工事等電子入札実施要領（平成20年3月31日財政局理事決裁。以下「電子入札要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに利用者登録されたICカードを所持する者であること。
- 2 「特定共同企業体」で入札に参加する場合
- 入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

施工実績において、札幌市工事等分類コード表（次に掲げるURLを参照）に示す工事分類を

求めているものについては、工事分類の種類に応じて掲げる工事内容を主体として施工したもの（施工内容が設計図書等の資料で確認できるものに限る。）を要件とする。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsu-joho/index.html>
入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→入札関連お役立ち情報→札幌市工事等分類コード表（工事）

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記第6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共同企業体の結成条件

- (1) 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- (2) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (3) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (4) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

第4 入札説明書の交付

- 1 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの毎日、契約管理課入札情報サービスシステム（PPI）においてダウンロードすることができる。

（<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsu-joho/index.html>）

- 2 この告示の日から対象工事ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、第1に示す契約担当部局においても交付する。

第5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

1 提出期間

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、第1に示す契約担当部局へ申請書及び資料を持参しなければならない。

ただし、総合評価落札方式（簡易確認方式の対象工事を除く。）による入札においては、全ての入札参加者は、入札書受付期間内に、申請書及び資料を提出しなければならない。

2 提出方法

対象工事ごとに別表にて定める。

第6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（札幌市工事等最低制限価格運用要領（平成14年12月24日財政局理事決裁）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）及び札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱（平成18年3月29日財政局理事決裁）第10条第1号に規定する落札予定者並びに札幌市工事等低入札価格調査要領（平成14年12月24日財政局理事決裁。）第12条第2項及び第4項に規定する次順位者等の内訳書については、次の1～3に定める条件をすべて満たさなければならない。

- 1 内訳書の提出があること。
- 2 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- 3 その他内訳書の内容に疑義（内訳書の合計金額が複数記載されている場合等）が無いこと。

第7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1 入札書受付期間 対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 開札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- 3 開札場所 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階 財政局入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第8 その他

1 入札保証金

- (1) 予定価格が5億円未満の工事の場合は免除。

予定価格が5億円以上の工事の場合に限り納付（保証金の取扱店 北洋銀行札幌市役所支店）。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって入札保証金の納付に代えることがで

- きる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出期限
対象工事ごとに別表にて定める。
 - (3) 入札保証保険及び入札保証の期間
対象工事ごとに別表にて定める。
- 2 契約保証金
納付（保証金の取扱店 北洋銀行札幌市役所支店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。
- 3 入札の無効
次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(9)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
 - (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
 - (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
 - (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
 - (5) 入札書の内容が確認できない入札
 - (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
 - (7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札
 - (8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
 - (9) 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札
- 4 落札者の決定方法
対象工事ごとに別表にて定める。
- 5 **第7** について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。
- 6 市長が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- 7 調査協力義務
この入札に参加する者は、札幌市（札幌市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。
- 8 詳細は別表及び入札説明書による。